

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会  
新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第14回）

日時 令和3年12月21日（火）08:00～09:35

場所 オンライン開催

議題 ①FIT制度が求める持続可能性を確認できる第三者認証及び持続可能性確認に係る経過措置について  
②調達価格等算定委員会への報告について

○和田新エネルギー課長補佐

それでは定刻になりましたので、ただ今より総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会バイオマス持続可能性ワーキンググループ第14回を開催させていただきます。

議事に先立ちまして、事務的に留意点を申し上げます。本委員会は新型コロナウイルス感染症感染防止対策からオンラインでの開催とさせていただいております。ご参加いただいている皆さまにおかれましては、本委員会中は回線の負荷を軽減するためカメラをオフの状態でご審議をいただき、ご発言時以外はマイクをミュートの状態にさせていただきますようお願いいたします。ご発言をご希望の際はマイクのミュートを解除いただき、お声がけをいただきますかチャット機能をご活用いただきましてご発言希望の旨をご連絡いただければと思います。座長からのご指名を待ってご発言ください。

本日の委員会の一般傍聴につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、また広く傍聴いただくため、インターネット中継での視聴方式を取らせていただいております。

それでは、以後の進行につきましては、高村座長にお願いさせていただきます。座長、よろしくお願いたします。

○高村座長

ありがとうございます。おはようございます。朝早くからご参加いただきありがとうございます。お手元の議事次第に従って議事を進めてまいります。

まず初めに、事務局から本日の資料の確認をお願いできますでしょうか。

○和田新エネルギー課長補佐

本日の資料でございますけれども、配付資料一覧でございますとおり、議事次第、委員等名簿、座席表に加えまして、資料1として、「FIT制度が求める持続可能性を確認できる第三者認証及び持続可能性確認に係る経過措置について」、資料2として、「調達価格等算定委員会への報告内容について」をご用意しております。

○高村座長

ありがとうございます。配付資料について委員の皆さま、問題ないでしょうか。もし、足りないもの、不足しているものがありましたら、事務局のほうにご連絡いただければと思います。

それでは、早速ですけれども議事に入ってまいります。持続可能性を確認できる第三者認証及び経過措置について、事務局から資料1のご説明をお願いいたします。

○和田新エネルギー課長補佐

それでは、資料1について、事務局よりご説明させていただきます。右下の2ページをご覧ください。もうおなじみの表になってございましたけれども、本ワーキングにおける主な論点を整理しております。前回は一番下のライフサイクルGHGについてご議論いただきましたけれども、今回は一番上の持続可能性基準についてでございます。持続可能性基準につきましても、今年度はMSPO、ISCC、農産資源認証協議会さまからヒアリングをさせていただいております。これについて、前回もこの年内に結論を得て、今年度中に算定への報告を目指すというふうにさせていただきましたが、この論点が本日の議題となります。

おめくりいただきまして3ページをご覧ください。若干、議論の振り返りでございますけれども、各認証につきましてもここにございますとおり、第11回のワーキングでのご議論において、委員の皆さまからさまざまな指摘をいただきました。本日はここについての確認結果をご報告させていただきつつ、来年度以降の認証制度として認めるかどうかというところについてご議論いただくということになります。

おめくりいただきまして4ページをご覧ください。第11回でのワーキングでのご指摘を踏まえまして、前回第13回のワーキングにおきまして、第三者認証スキームの中立性の担保として求めるべき要件というものを整理させていただきました。以下の2点でございますけれども、認証機関がISO17011に適合しているものということと、認定機関においてISO17011に適合した第三者認証スキームの認証を行う認定スキームが整備されていることということ新たに明確な基準として整理をさせていただいたところでございます。

これを踏まえまして、第三者認証スキームの中立性担保に関する基準を満たすかの確認を含めて11回のヒアリングでのご指摘と併せて事務局において確認をさせていただきまして、事前に委員の皆さま方には先方からの回答であったりと、その状況についてご報告を申し上げてご確認いただいているところというふうに認識しております。

また、1つ論点として別途ございますのが、第71回調達価格等算定委員会におきまして、各業界団体から持続性の確認に係る経過措置の延長についてご意見がございました。これについても本日、ご議論いただきたいと思いますと考えております。

おめくりいただきまして6ページ目でございます。まず、申し上げたところの持続可能性基準のほうでございますけれども、以下の点につきましても、いつもお示ししている全体のところの一番下のところに第三者性の担保というのを加えさせていただきました。これらの観

点について、この表にございますこれらの観点について各認証スキームが適合しているかどうかということをご確認いただくということになります。

ページをおめくりいただきまして9ページをご覧ください。それぞれの認証についての確認結果についてご説明してまいります。まず、本日確認する3つのうち1つ目のI S C Cでございます。まず一番上のところ2020年度でございますけれども、ここは2つの基準の提案をいただきまして、これらについて確認をさせていただきました。2021年度の確認の対象につきましては、2020年度に確認させていただいた基準とは別に、固体バイオマスを対象とするI S C C J a p a n F I T S y s t e mの提案をいただきましたので、そこについて確認を行っております。

主な確認結果でございますけれども、2020年度、去年のワーキンググループでは確認ができていなかった1つ目のこの加工工程の部分について確認をさせていただいております、ここについては、評価基準を満たしているというふうな確認ができております。

2つ目につきましては、第11回のワーキンググループで提出された基準につきましては、ヒアリングの中で委員の皆さまからいただいておりますご指摘でございますけれども、対象バイオマスをPKS・パームトランクのみにするということが対象を明確にすべきだということをご指摘いただいておりますので、その点を基準の中で明確化をさせていただきました。

先ほど申し上げた前回の第三者認証スキームの中立性を担保するための新たな項目というところにつきましては、I S O 17011 に適合する認定スキームが整備されているということも確認させていただいております。

なお、恐らく11回に道田委員からご指摘いただいたところだと思いますけれども、基準のステータスとしてはこれはもう既に発行してパブリックコメントにかけていただいていると、そういう状況でございます。したがって、10ページのところに丸と斜線の表がございますが、I S C Cにつきましては、全ての必要な項目において基準を満たすということは確認できたと考えております。

11ページをご覧ください。次にM S P Oでございます。M S P Oにつきましては、2020年度の検討につきましては、パーム油、PKS、E F B、パームトランクを対象としたこのP a r t 2、3、4という3つの基準を確認させていただきました。今年度はこのP a r t 2とP a r t 3について2つに分割された案をご提示いただきまして、これについて確認をさせていただいたということでございます。これにつきましては、主な確認結果のところにございますが、土地利用変化への配慮が不十分であり、泥炭地の保全については現地法での要求事項について具体的に確認がまだできていないのではないかと。これは詳細については次のページでご説明いたします。

また、サプライチェーンの扱いについてもさらに議論が必要ではないかというふうに先生方からご意見をいただいております。今は2つの論点については次のページ以降でまたご説明させていただきます。

なお、中立性担保の基準につきましては、I S O 17011 に適合している認証スキームが整

備されているということは確認ができております。また、この基準のステータスでございますけれども、来年の1月にその基準の確定が予定されていると聞いております。

さらに確認が必要な事項についてご説明をさせていただきますけれども、12ページをご覧ください。まず、土地利用変化への対応の配慮というところで、下の表をご覧くださいのがよいかと思っておりますけれども、真ん中のところが今のMSPOの基準ということでございますが、これについて先生方からご意見をいただいております。まず土地利用変化への配慮、天然林の保全というところでございますが、これはこの議論を始めたときの一番ベースになってきたRSPO2013においては、評価の基準年が2005年であるところをMSPOは2019年12月とされておりまして、さすがに土地利用変化を見ていく中で基準が最近過ぎるのではないかというところをご指摘いただいております。ここはもう少し議論を深めていく必要があるのであろうと考えております。

また、配慮、泥炭地の保全のところでございますけれども、これは現地の法律の内容の変更によって泥炭地の法律が守られない可能性というのがございますので、法律の内容を明確にさせていただいて、それを確認させていただく必要があるのではないかとということで、今回はまだ基準を満たすと判断はできないと考えております。

1ページをおめくりいただきまして13ページです。次はサプライチェーン上の分割管理の担保についてでございます。こちらについては、端的に申し上げますと下の表にもございますが、パーム油のところについては、昨年確認させていただきまして基本的に対応ができていたということかと思っておりますけれども、PKSとパームトランクの部分についてCOC基準を現在開発中ということでございますので、現時点で中身を確認できないというところがございますので、ここについては開発されたものをまた来年以降に確認させていただくと、したがって現時点では確認ができていないと考えております。

したがって、14ページに一覧でまとめておりますけれども、一番上のところのこの土地利用変化のところと一番右のPart 4については、サプライチェーン管理のところはまだ対応ができていないというところで、まだ全ての必要な項目が基準を満たしているわけではないと考えております。

1ページおめくりいただいて15ページをご覧ください。次に、農産資源認証協議会の認証制度についてでございます。ここにつきましては、今年度は協議会さんの名称が変更されたところがございますが、また基準についても昨年ご確認させていただいたものから大幅に変更された案をご提示いただきました。その結果、2020年度に十分確認ができなかったこの資料でございます矢羽根の6つぐらいの点については確認ができたと考えております。

一方で、13回でも議論になりましたが、中立性を確認するための基準というところについて、まだ農産資源認証協議会さんの認定機関による認定スキームの整備は途上であるという説明をいただきましたので、ISO17011に適合した認定スキームが整備されているかという点で、まだ認められないということかと考えております。したがって、基準の

ところについて現状は大丈夫というところは確認されておりますけれども、全体がまだ確認できていないという状態でございますので、改めて来年以降に確認をさせていただく必要があるということかと考えております。

また、その他のところがございますけれども、これは11回のワーキングでこの問い合わせの窓口等が見つけれられないのではないかなというようにご指摘をいただきましたが、日本語でのウェブサイトをきっちり立ち上げていただいていることは確認ができましたし、英文のサイトも公開されていることを確認させていただいております。

また、サプライチェーン上の分別管理について、委員の皆さまからサンプルチェックが10%以上で実施と、そういう記述について要検討ではないかというご指摘をいただきましたけれども、農産資源認証協議会さまの事務局にフィードバックさせていただいたところ、その基準を母集団の偏りがないようにするといった新たな基準を修正してご確認をいただいていると認識をしております。

一応先ほど申し上げた認定機関のところについては16ページにお示しをしておりますけれども、農産資源認証協議会さまから伺っているところでは、認定機関としてISO17011に適合する公益財団法人日本適合性認定協会が想定されているということがございますけれども、こちらの認定機関において認定スキームの構築は今後行っていただけるというふうに伺っているところでございます。

すみません。19ページに、今申し上げた3つ全体をまとめさせていただいておりますけれども、結論から申し上げて、先ほど申し上げたとおりISCCについては必要な基準は満たしているということを今回は確認することができましたので、来年度以降はISCCを第三者認証スキームとして新たに追加させていただくと。MSPOと農産資源認証協議会の認証制度につきましては、まだ全ての項目について確認ができていないので、今年度についてはまだ新たに追加することができず、来年度以降にまた必要に応じてヒアリング等をさせていただいて確認をさせていただくと、そういう状況かと考えております。

持続可能性基準の認証スキームについての議論は以上になります。

次に21ページをご覧ください。ここからちょっと話題が変わりまして、経過措置に関わるこれまでの判断、経過措置でございます。21ページはこれまでの議論の振り返りでございますけれども、昨年度の第9回のワーキング及び調達価格等算定委員会において、パーム油、PKS及びパームトランクに関する持続可能性基準の確認の経過措置はそれぞれ1年間延長するということを決定いただきました。

具体的には、パーム油については2020年の3月31日まで、PKS・パームトランクについては2023年の3月31日まで確認を猶予するということを決定いただいております。当然それぞれについてホームページ等での情報公開をしていただくということは前提として条件を付けさせていただいております。

その後のおのおのの認証の状況でございますけれども、22ページをご覧ください。第71回の調達価格等算定委員会におきまして、それぞれ業界団体のほうから経過措置期間を設

定したものの厳しい状況が改善されておらず、場合によって事業環境は悪化していると。また、現地の新型コロナウイルス感染症対策の影響が引き続き残っているため、引き続き猶予期間の延長をしていただきたいというのが業界団体からはご要望としてご意見をいただいております。これも踏まえまして事務局において、パーム油を対象としたRSPOに関して確認を行ったところ以下の事実が確認できております。まず、インドネシア、マレーシアの新規のP&C認証の件数は2019年から現在にかけて、新型コロナウイルス感染症が広がってから現在にかけてということでございますけれども、減少している傾向にあると。これはデータを次のページに付けておきまして、23ページをご覧くださいいただければと思いますけれども、一番上がRSPOになりますけれども、インドネシアとマレーシアに分けて記載がございますが、年々、今年については12月中の時点ということでございますけれども、件数としては年々減ってきてしまっていると、ファクトとしてはこういう技術は確認できております。

すみません。22ページに戻っていただきまして、他方でRSPOにおいては2020年の8月にコロナ禍における認証方式を新たに整備をされております。一方で新規の認証に関しては引き続き現地訪問による監査を必須というふうにしておりまして、RSPOの新規認証を取るためにはコロナ前よりやや時間が必要になって、少なくとも1年程度必要と見られていると聞いております。

他方で、今申し上げたその新たな方式におきましては、必ずしもAudit Facilitatorと呼ばれている審査の資格を持っている方でなくても、現地のそれなりの技能を有した方に現地訪問をしていただいて監査に代えると。当然、信頼性は確保した上ではございますけれども、そうしたコロナ禍における認証取得が進むような手順ということも用意されているということを確認しております。

また、PKS・パームトランクについてはRSB・GGLがございますけれども、2019年と比較して2020年に認証取得が停滞したというところはあるものの2021年には認証数が増加しているということは確認できております。また、こちらも搾油工場の監査には、一般に書類の準備に数カ月ですとか、申請から審査までに2カ月ぐらい、審査の実施から認証までに半年ぐらいというのは必要期間と聞いておりまして、また監査人1人当たりで年間に監査できるのは1件ぐらいだということも事務局を通じて伺っております。

一方で、現状の状況も鑑みて監査体制の拡充も計画をしていただいていると聞いておりまして、審査員の増員等によって来年以降に年当たり15件程度の認証が行える見込みだというふうにも話を伺っております。

こうしたことも踏まえまして、24ページに今後の対応を整理させていただいております。まず、1つ目、パーム油についてでございますけれども、こちらは先ほど申し上げたように、2022年3月31日に経過措置期間が切れるという状況でございます。現下の状況としてこの移動制限とか行動制限により引き続き認証がなかなか進んでいない状況であるということはある程度事実かというふうにも考えられますので、引き続き持続可能性の確保に関

する情報公開の履行の徹底というものを業界に求めた上で、経過措置をさらに1年、2023年の3月31日まで延長とすることとしてはどうかと考えております。

他方で、今ほど申し上げたとおり、2020年の8月以降、コロナ禍でも審査が進むようにという手続が整備をされておりまして、そういった新しい手法を使った認証というのも始まっていると聞いておりますし、今後そうしたことによって認証のペースが改善することも予想されますので、基本的にこれ以上の延長は行わないという、今回の延長を最後として2023年3月31日が最後の期限とすることとしてはどうかと考えております。

また、PKS・パームトランクのほうにつきましては、事業者さんからのご報告によると、現時点で全サプライヤー50件のうち40件ぐらいが監査の準備に入っているというふうに聞いております。先ほども申し上げたとおり、監査体制を拡充しても年間15件ぐらいの認証が行える見込みですので、残り40件を15件ずつするとおおむね2.5年ぐらいかかるというのが単純計算になりますけれども、その場合は現状の経過措置である2023年の3月31日までに全てを取り切るのは難しいというのが単純計算の状況でございます。

一方で、先ほど申し上げた監査体制の拡充だけではなくて、先ほどご議論いただいた内容をお認めいただければ第三者認証スキームの追加も見込まれるという状況でございますので、今後はこの年当たり15件というふうにプラスアルファが出てくると考えております。こうした状況も踏まえまして、まだ、PKS・パームトランクについては経過措置が1年あるということでございますので、今後の事業者さんによる認証取得の加速化の取り組みですとか、認証体制の拡充を踏まえた進捗の加速化の度合い。また、持続可能性基準の情報公開の状況ですとか、そういったものを総合的に踏まえた上で、本ワーキングにおいて改めて検証、検討するということにはどうかと考えております。具体的には再来年の2023年3月31日に経過措置が終了するということが基本ではございますけれども、仮に延長するとすれば、一定程度の準備期間も必要ということになりますので、来年の夏を目途に、2022年夏を目途にもう一度このワーキングにおいて検証を行うこととしてはどうかと考えております。

繰り返しですけれども、これはあくまで延長を前提としたものではなくて、当然なかなか大変な状況にあるということは前提ではございますけれども、それは当然この業界に限ったことではなくて全ての業界は今同じ状況に置かれているわけでございますので、しっかりした事業者さんによる前向きな努力、取り組みですとか、いろんなものを勘案して、本当に真に必要であれば認めることはあるのかもしれないということだと思っておりますけれども、現時点では延長ありきではなくてしっかりとその状況を見定めていくということだと考えております。

すみません。27ページ以降につきましては、先ほどの前半の議論の認証について、1つ1つの項目について確認された結果をお伝えしておりますけれども、分量が非常に多くなりますので、ご説明は割愛させていただきます。

事務局からの説明は以上になります。

○高村座長

ありがとうございます。それでは、事務局からご説明いただきました資料の1について議論を進めてまいりたいと思います。

資料の1のスライドの4のところ为本日の論点ということでお示しをいただいております。もう恒例でございますけれども、ご意見、ご質問のある委員あるいはオブザーバーの方はお声がけをいただくか、あるいはチャット機能でご発言の希望を教えていただければと思います。

いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、芋生委員、お願いいたします。

○芋生委員

聞こえておりますでしょうか。

○高村座長

はい、聞こえております。

○芋生委員

ご説明ありがとうございます。認証制度につきましては、これまでのワーキンググループでの意見が、議論が整理されておまして、現在の対応に特に異論はありません。

経過措置の猶予期間の延長に少し意見があります。まず、22 ページです。認証取得の状況ということでご説明いただきました。ここです。それで、まずPKSについてはコロナ禍でもあって認証が遅れているということで、これは妥当な理由かと思いますが、パームステアリンについて意見があります。この22 ページに、「経過措置の期間が延長されたが、厳しい状況は改善されておらず、むしろ事業環境は悪化している」というふうにご説明されているんですけれども、事業環境の悪化というのがむしろ問題ではないかと思います。ということで、パームステアリンについては猶予期間の延長にもう絶対反対というわけではないのですが、この事業性について非常に疑問があるわけです。それで、このように時間をかけて認証の議論をしているわけなんですけれども、それ以前にこの事業性ともう一つ環境性という観点で持続可能でなくなってしまうのではないかというその懸念があるわけです。

まず環境性についてはこれまで議論で既認定案件については、GHG排出に関わる可否を判断するものではないというふうになっているんですけれども、他の例えばLNGと比べてGHG排出の削減の効果に疑問があると、これは今まで議論していたわけなんですけれども、事業性についてこれは大きな問題かと思うんですけれども、パームステアリンの輸入量の変遷を見るとよく分かるわけです。まず、日本はFIT制度が2012年から始まったわけなんですけれども、その前も年間3万トンから4万トンぐらいのパームステアリンを、これはパーム油とは別です。パームステアリンもマーガリンとか石鹼の原料として輸入してしまし

た。2012年にF I T制度が始まった後、2014年から輸入量が増えてきて、2019年になってこれが最大になって約17万トンが輸入されました。このF I T前からの増えた分が発電の燃料用に利用されたと思われます。こういうふうに来たわけですが、ところが昨年2020年になって価格が上がりまして、輸入量が2019年の17万トンから約8万トンに半減したわけです。今年になりましてこれがさらに、まだ1月から10月までの合計しか出ていないんですけれども、約2.8万トンまで落ち込んで、これはF I T制度の前の量かそれ以下になったというわけです。ということで、こんなふうに価格に非常に影響を受けるということで、これは当たり前といえば当たり前なんだろうと思うんですけれども、発電事業を行うに当たって、このような価格変動は予想できなかったかもしれないという意見もあるかもしれないんですけれども、さっき申しましたように、そもそも日本はF I Tの前にも原料用としてパームステアリンを輸入してまして、この間にも結構価格が高騰したときもあったんです。だからその価格変動というのは当然予想できたはずだと思うわけです。ところがもうこのように短期間の価格変動で結局F I Tでも採算が取れなくなって、安いときだけ発電するというのとは、ちょっと事業性に疑問が感じます。特に、このパームステアリンについてはその燃料等調達の多角化という点でエネルギーセキュリティの向上に貢献するんだというようなそういうような期待があったというふうに聞いているんですけれども、こんなふうに、すぐ採算が取れなくなってしまうということになると、エネルギーセキュリティの向上の貢献も非常に疑問が生じます。

こんなわけでさっき申しましたんですが、猶予期間の延長ということで絶対反対というわけではないんですけれども、延長としても結局この状況が続くと事業性というのはこの問題は変わらないのではないかと、そう思っております。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。河野委員、お願いいたします。

○河野委員

河野でございます。まず、第三者認証スキームの追加に関しましては、事務局で丁寧に精緻に整理してございまして、この整理案に賛同いたします。2050カーボンニュートラルや2030年GHG46%削減などのその目標実現に対して、バイオマス発電への期待は大きいと思っております。他方、同時にSDGsという価値観が提示されていて、それを考えると気候変動対策イコールCO<sub>2</sub>削減だけではない統合的な対策が求められていると思っております。このワーキングで示されるこの持続可能性の考え方が、F I Tという枠組みを除いてもしっかりと社会の中で機能していくという視点で慎重に認証スキームの確認を進めていくことが大事だと考えています。

それから経済の安全保障の観点から、日本に軸足を置いた認証スキームがあることはと

でも重要ではないかと改めて思うところがございますけれども、であるならば透明性や説明責任、ガバナンスの在り方等において疑念を抱かれないような組織であるべきだと思いますので、今回、認証スキームとして追加されなかったところにおいても、次年度以降の対応策に期待したいと思っています。

2点目は経過措置の延長についてですけれども、コロナ感染症の拡大による影響が継続しているという認識は私も共有しております。他方、先ほどの事務局の方の説明にもございましたように、昨年の経過措置決定時から既に1年が経過していて、世界中の全ての産業でコロナ対策を進めているのは明らかで、現地での作業が進まないことイコール自助努力の範疇を越えているという主張だけではやはり納得できないというところもございます。経過措置延長を繰り返せばこのワーキングで策定した持続可能性に関する指標の実行も先送りされることになるので、事務局提案のように期限を明確にすることで認定獲得に本気で取り組んでいただきたい、順番待ちという状況は否めないんですけれども、でも本気で取り組んでいただきたいと思いました。

それから先ほど芋生委員がご指摘されたことに関して言うと、確かにビジネスとして成立するかというのは非常に難しい局面を迎えていると思います。ESG投資が主流になって日本のあらゆるパームオイルを使う産業で認定のパームオイルを使いますという宣言が増えているので、ここでどういうふうな競争が起きて、どこが、非常に生産量が少ないといわれているこの認定パームオイルを獲得して実際にビジネスに生かしていけるのかというところは、今後は状況を注視したいと思っております。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、相川委員、お願いいたします。

○相川委員

相川です。よろしく申し上げます。

私のほうから、まず第三者認証の追加に関しましては、これまでの議論を踏まえて納得のいくご提案をいただいていると思いますので、事務局の案に賛成したいと思います。

それで、経過措置についてですが、まずその理解としてちょっと確認しておきたいと思います。パーム油と、PKS・パームトランクでは、少し状況が違うということだと理解しました。つまりパーム油について、今日は延長を決めるけれども、延長はこれ1回切りですというような強調されたような和田さんからのご説明があったかと思っておりますので、そういう理解でよいのか、もう一度確認させてください。

それからPKSのほうは業界のほうから要望があったということで、それをある種、承ったといえますか、それを受け止めた。ただ、するとしても、その本当の必要性や延長の具

体的な期間に関しては来夏に再度検討しているということだと理解しましたが、これは重要な話だと思いますので、改めて確認したいと思います。

その上で今後の進め方ですが、まずパーム油のほうに関しては、今回はRSPOの認定の取得の進捗などもご説明がありましたけれども、これは必ずしもこの日本のFITに関連するものだと確認ができなかったということで、RSB、GGLとは違って、その括弧書きが書いていないというふうにこれも理解しました。そのため、業界、発電事業者の努力が見えないと判断しましたが、もし、何か事務局のほうでこちらの業界の働きかけ、認証取得に向けた努力など把握されている情報があれば教えていただきたいということです。

それからPKSのほうに関してはRSB、それから特にGGLがそうだと思いますが、やはりFITに向けての取得の努力が少なくとも行われていると理解しました。

そのうえで、今後、夏などに、もし、議論するということを考えてときに、今回はサプライヤーの件数に関して50件のうち40件とかそういう数字を出していただいています、やはり具体的なPKSの調達量、今後の増加量とも関係するような指標なども今後お示しただけると議論がしやすいと思います。後は当然、今回、認証の新たな追加が行われれば、これもご説明がありましたが、また状況が変わってくると思いますので、やはり改めてしっかり業界ないしは事業者さんのお話を聞くのが大事と思っています。やや注文を申し上げれば、我々が今日ワーキングとしてここで決めたとしても、やはりまた業界さんのほうで後からこういう形でやはり無理なんだということが、これはワーキングの場に彼らは参加できませんので、ある種他の調達委であり、もしかしたら事務局さんのほうに水面下というよりかは何か要望があってこうなるというので、というのはやはりちょっとワーキングとしては、少し意義を問われるところがありますので、なるべく公開で議論ができるように双方の言い分が開示されるような形で進めていただければと思います。

私のほうからは以上になります。ありがとうございます。

#### ○高村座長

ありがとうございます。他に委員からご発言のご希望はありませんでしょうか。今、相川委員から事務局の提案の確認のご質問がございましたので、もし可能でしたら事務局から確認だけでもお願いできるとありがたいんですが、いかがでしょうか。

#### ○和田新エネルギー課長補佐

基本的に相川委員からご指摘いただいたとおりでと考えておりまして、パーム油については1年延長して今後はいわゆる今回限りとさせていただくと、PKS・パームトランクにつきましては、これも相川委員からご指摘のあったとおりで、今決め切ることではなくて、今後の状況をしっかり見ながら改めて判断をしていくと、そういうことだと考えております。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、道田委員、ご発言をご希望だと思います。お願いできますでしょうか。

○道田委員

意見と質問をさせていただきたいと思います。まず第三者認証について、事務局からのご提案にはおおむね賛成いたします。

ただ1点、MSPOの基準年のお話がありましたが、それについてコメントをさせていただきます。この基準年をどうするかということに関してはいろいろな考え方があると思います。今回の整理は選考基準であるRSPOから大きく遅れるとFITとして全体の基準から弱くなってしまうようなものを受け入れることになるという懸念を前面に出したご提案だったかと思います。それに関して理解いたしますので異存はございません。

一方で、背景を少し補足させていただきますと、RSPOは2007年に始まった制度で、その2年前の2005年を土地利用変化の基準年として取っています。

MSPOはご存じのとおり後発基準でありますので2011年から始まっていて、初めは自主的な制度として始まっています。その後、全ての農園を含む強制規格として後で変わったという経緯があります。このような背景もあって土地利用変化に関して、基準を設定するところで開始年が遅くなっているということがあったと理解しています。今の文脈で今の判断というのはいいと思いますけれども、基準年が遅いからこれからは駄目なのかということを考えるときに、今後の土地利用変化を改善するという意味では、遅くとも基準が設定されているということは持続可能性のためには重要なことであるということを考えているということを1点追加させていただきたいと思います。

もう一つ、パーム油に関しては、今の議論なんですけれども、関連して事務局にお伺いしたいと思いますが、今後仮に、新規の主産物に関して似たような土地利用の基準について我々が判断しなければいけないというふうになったときに、そのときの基準はこのRSPOの2005年が基準になるのか、それ以外のことが考えられるのかということについて、もし、今お分かりのことがあればお知らせさせていただきたいと思います。

もう一つ、猶予期間についてですけれども、データなどもお示しいただいて、少しずつ認証のスキームのほうでコロナ禍での対応というものも進みつつあり、また検査体制も拡充していただいているということが分かってきました。事業者さんもいろいろご苦労されて努力をされていることと思いますので、パーム油に関しては年限を切ってもう1年延長と、しかしその間には何とかしていただきたいということを考えている次第です。

また、先ほど相川委員がおっしゃっていましたが、なるべく判断基準になる情報というものは開示をいただけたらありがたいと思っております。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

橋本委員、お願いいたします。

○橋本委員

ありがとうございます。1点目の第三者認証については事務局からのご提案に異存はございません。

2点目の持続可能性に係る経過措置についてですけれども、経過措置の延長がずっと続いていくというのは望ましいことではないと思いますので、今回の状況も踏まえた上でのご提案というのは納得がいくものになっています。

質問なんですけれども、PKS・パームトランクの24枚目のスライドのところ、現状で全サプライヤーの50件のうちの40件程度が監査を準備中ということなんですけれども、我々が心配することでないかもしれませんが、残りの10件について準備に至っていない理由を、もしヒアリングでお聞きになっていたら少し教えていただければと思います。

また、相川委員のご指摘とも関連しますけれども、RSPOについて、もし日本のFIT制度に関わる認証の動き等がもし分かりましたらよろしくお願いします。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。委員から追加であるいはご出席のオブザーバーからご意見、ご質問はございますでしょうか。もし、追加でご発言の希望がなければですけれども、幾つか委員からご質問が出ていたと思います。もし、ご質問について事務局からお答えいただけたところがありましたらお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○和田新エネルギー課長補佐

事務局からお答えさせていただきます。すみません。順不同で申し上げますけれども、まず最後に橋本委員からいただいた50件と40件の差分の10件はどうなっているのかというところがございますけれども、すみません。これは資料の書き方が悪かったんですけれども、残り10件のうち半分5件ぐらいは既に認証を取り終わっているものということになります。残りの半分ぐらいについては、個別の先方の農園といいますか、この要請がうまくいってなくて監査の廃止に時間を要しているものだと聞いております。

次に、道田委員からご質問をいただいた今後、主産物の議論をするときの基準をどういうふうにするかというところがございますけれども、これは前回もご説明いたしましたけれども、主産物については海外の動向なんかも踏まえながら今後は議論ということにさせていただいておりますので、そこは基本的にどういった基準にするかということは現時点ではオープンなのかと考えておまして、当然物によってRSPOと同じのほうがいいと

いう議論もあり得ると思いますし、そうでないものが合理的に何かあれば違う基準を設定するということもあり得るのかと考えております。

次に、相川委員からいただいたご質問ですけれども、23 ページの表のR S P OのところはこのF I T関連と書いていないのはどうなのかというところなんです、すみません。これは下に出どころを書かせていただいておりますけれども、ここに記載させていただいております各認証のホームページからデータを拾わせていただいております、R S BとG G Lにつきましては、用途が個別に書かれていたので日本のF I T用だというのが分かる記載があったんですけれども、R S P Oについてはそういうデータの出され方がしていなかったのが正直分からなかったというのがまず事実としての違いでございます。したがって、2021年のこの9件、2件という中に日本のものがあつたかなあつたか。あつたので書いてないということではなくて、そのデータの公開がなかったと、そういう状況でございます。

もう一つは議論の公開のところでございますけれども、1点だけ誤解の無きように申し上げておきますと、この経過措置の延長について延長してほしいという業界の指摘といたしますか要望につきましては、22 ページにも記載のとおり、第71回の調達価格等算定委員会で彼らが資料として出してきたものでございます。当然それをきっかけにして我々からその状況の確認ですとかヒアリングというのはさせていただいておりますけれども、一応、相川委員のお言葉をお借りすると、全てが水面下であったというわけではなくて、公式に調達価格等算定委員会においてご要望はあつたということだとは認識しております。

一方で、相川委員からもご指摘があつたとおり、しっかりとディスカッションする機会というのは必要だと思っております、特にPKS・パームトランクについては、現在の取り組みの状況ですとかといったものも、含めて夏に向けてはそういったいわゆるヒアリングのような機会もこのワーキングで設けられるように調整をしてまいりたいと考えておるところでございます。

あと、芋生委員と河野委員からいただきましたパームの経済性のところでございますけれども、まず一般論として今はパームがなかなか高騰していて調達も大変になっているという意味で、事業環境が悪化しているというところは事実としてあるというふうに認識をしておりますけれども、パーム油を燃やすことの経済性ですとかその価格がどうだろうかというところについては、このワーキングというよりは調達価格等算定委員会のほうで議論いただく話になってくるのかと思っております、今回につきましては、あくまで仕組みとしてのこの経過措置を延ばすか延ばさないかというところで議論を整理させていただいております、先ほどいただいたような経済性のご議論というのは当然論点としてはあり得るのかと思いますけれども、そこについてはどちらかという調達価格等算定委で必要があれば議論いただくということになるのかと考えます。

以上になります。

○高村座長

ありがとうございます。今、事務局からご発言を受けてご説明あるいはご質問にお答えをさせていただきましたけれども、委員から追加あるいはフォローアップのご質問、ご意見はございますでしょうか。あるいはオブザーバーでご参加の各省庁からもご質問、ご意見がございましたらお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。この資料1の論点は先ほどから議論してまいりましたが、1つは第三者認証スキームについてであります。こちらについては、今後に向けて幾つか検討あるいは事項といたしましょうか、出している点はございますけれども、基本的に第三者認証スキームの追加について、追加も含めて事務局のご提案にご異論はなかったと思います。

それから経過措置についていろいろご意見をいただいたと思いますが、芋生委員からは絶対反対ではないけれどもということではございましたけれども、経過措置の延長について事務局からご提案をいただいているように、パーム油については今回限りの延長ということでご提案については強いご異論はなかったと思います。

PKS・パームトランクについて、今後、来夏に改めて検討をするということについても、こちらはどの委員からもご異論がなかったと思っております。

そのようなことでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、この資料の1については基本的に事務局からご提案をいただいた内容でご了承いただいたと思います。

それでは、続きまして、資料の2でありますけれども、調達価格等算定委員会への報告内容について、事務局から説明をお願いできればと思います。

○和田新エネルギー課長補佐

それでは、資料の2についてご説明させていただきます。右下2ページをご覧ください。今年度の調達価格等算定委員会の報告ということでございまして、今年12月までに5回開催させていただいたワーキングの内容をまとめさせていただいております。今回新たに議論が進んだという意味では、ライフサイクルGHGと第三者認証スキームの追加についてが主な議論になっております。詳細はまた後ろのほうでご説明しますが、ざっとこちらのほうでご説明させていただくと、まずライフサイクルGHGにつきましては、算定式の復路便の扱いと土地利用変化を含む炭素ストックの変化に関する扱いについて整理をさせていただきました。

また、排出量の基準につきましては、これは前回のご議論でございますけれども、比較対象電源を2030年のエネルギーミックスを想定した火力発電とすること。また、その比較対象電源のライフサイクルGHGを180g-CO<sub>2</sub>/MJとすること。削減率については2030年度以降に使用する燃料について70%減を達成することを前提に、2022年度以降の認定に

ついて制度開始後 2030 年までの間は燃料調達ごとに 50%減というのを要求していくことを議論いただきました。

また、その 2021 年度までの既認定案件の扱いにつきましては、ライフサイクルGHG排出量の基準に照らして最大限排出削減に努めるということを事業者に対して求めるとともに、取り組み内容やライフサイクルGHGの排出量を公表するというを要求するという仕組みにさせていただくということをご議論いただきました。

また、確認手段につきましては、FIT認定時またその燃料納入時に所定の削減率を下回することを確認して、事業実施機関によりその書類の保存を求めて報告を求めるということをご議論いただきました。

一方で継続というふうにさせていただいておりますのは、確認した中で既定値の策定を具体的にどのようにやっていくかというところ。確認手段の整備として、農産物の収穫に伴って生じるバイオマスについては、現行の持続可能性を確認できる第三者認証を活用するというを念頭にしつつ、具体的な検討を進めさせていただくと。農産物以外については、新たな第三者認証の活用ですとか独自の個別計算の仕組みを含めて今後検討させていただくということで、継続検討する内容として残っているというふうに認識をしております。

また、次に下の新第三者認証スキームというところでございますけれども、これはもう今ほど議論をいただいた内容ですので省略させていただきますが、基本的にはISCC Japan Fitを今回は追加させていただくということ。また、持続可能性の経過措置につきましては、パーム油については1年に限って延長させていただくということ。PKSとパームトランクにつきましては、来年の夏を目途にもう一度議論させていただくということを整理させていただいているというふうに認識しております。

継続検討というところにつきましては、当然今申し上げた経過措置の部分もでございますけれども、今回不採用となったMSPOと農産資源認証協議会さまの認証につきましては、また必要に応じて来年以降も議論させていただくと。当然それ以外につきましても昨年議論させていただいた段取りにのっとなって、要望があれば審査をさせていただくということもあると考えております。

個別の内容について3ページ以降でご説明させていただきます。1ページおめぐりください。ライフサイクルGHGのところでございますけれども、まず算定式については既に議論をいただいておりますが、今年新たに議論されたこととしては、まず、復路便の扱いというところでございます。復路の排出については当然考慮をします。その上で特定の海上輸送についてはバイオマスのかさ密度を考慮した船の燃費を用いるものとして、当面の間、特定の航海パターンを取らない場合については個別に計算をしていくということをご議論いただきました。土地利用変更を含む炭素ストックの変化の扱いにつきましては、いわゆる直接的土地利用変化のみをまず計上するというを議論いただきました。

間接的土地利用変化の部分につきましては当然議論が必要でございますので、今後は関係する議論の動向も踏まえながらさらに別途検討をさせていただくというふうに定義をさ

せていただいているところでございます。

算定式につきましては、下に整理をさせていただいておりますけれども、ここは基本的に今申し上げたところを追記させていただいただけで去年から変えておりませんのでご説明は割愛させていただきます。

5 ページ目をご覧ください。排出量の基準のところでございます。先ほど申し上げた比較対象電源のライフサイクルGHG削減率については先ほど申し上げたとおりです。1 点前回の議論から追記させていただいておりますのは、ぼつの2つ目の最後の行でございます。望ましい情報開示ですとか、報告の在り方の具体的な方法であったり、こういう情報は必須ですといったところにつきましては、確認方法と併せて今後改めて検討して整理をさせていただくということかと考えております。

次の6 ページをご覧ください。次は確認手段のところでございます。こちらは先ほど総括表のところでも申し上げたとおりでございますけれども、Cのところでも1 点前回から追記をさせていただいております。こちらでも先ほどの排出量の基準のところともかぶりませんが、報告内容については確認方法と併せてどの部分をどういうふうに報告をいただくかという、ここは必ず必要とかそういうところについては、改めて確認のタイミングの議論をさせていただくときに議論をさせていただければと考えております。

もう1 ページをおめくりいただいて7 ページをご覧ください。こちらについては前回の議論でございますけれども、第三者認証スキームの中立性の確保の基準というところでもございまして、前回ご議論いただきましたとおり、まずこの認定機関がISO17011に適合していることが確認されたものであり、その適合した第三者認証スキームの認証を行う認定機関の認定スキームというのが整備されているということを新たな基準として追加をさせていただくということでございます。

8 ページ目につきましては、これはすみませんが、先ほどご議論いただいた表でございますけれども、ISCCが確認が必要なところが全て丸になりましたので、追加をさせていただくということと、MSPOと第三者認証協議会の認証制度につきましては今回はまだ認めることはできないと、そういうところをまとめさせていただいております。

9 ページにつきましては、先ほどの持続可能性の経過措置について整理をさせていただいておりますけれども、こちらほとんど議論が同じですのでご説明は割愛させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。それでは、今ご提案がありました資料の2、調達価格等算定委員会の報告内容について、委員の皆さまにご確認をいただいて、この報告内容についてご質問あるいはご意見がございましたらいただければと思います。同じでありますけれども、ご発言をご希望の委員はチャット機能を使って教えていただければと思います。あるいはミュ

ートを解除してお声がけをいただければと思います。いかがでしょうか。

ありがとうございます。河野委員、お願いいたします。

#### ○河野委員

河野でございます。せっかくだので発言させてください。報告案についてはこれまでの議論を整理していただいてこのとおりだというふうに理解しております。その上で今後に向けて幾つかお願いといたしましょうか、委員としての希望をお伝えさせていただければと思っています。

1点目は議論されたライフサイクルGHG基準については、現状ではこの状況で進むのは致し方ないとは思っていますが、なお、諦めたくないこととして、パリ協定の達成とそれから既認定案件を対象に含めるということ、これはなかなか現状では難しいというのは私自身もこの間の議論で理解はしているんですけども、それに対する挑戦を諦めていただきたくなくて、そうするとやはり事業者の皆さまにおいては、そうした認識の下で情報開示を積極的に行っていただければと思っています。

それから2点目は、このワーキングの議論は主にパームオイル関連の液体、固体燃料にフォーカスして進められてきていますが、木質バイオマス、いわゆる森林を産地とする木質バイオマスについても再確認が必要ではないかと思っています。FITバイオマス事業計画策定ガイドラインには、認証であることというふうにルールが示されていますけれども、林野庁さんの合法性ガイドラインで、団体認定を参照することなく既に公開されている森林認証を使うという、そういう理解でいいのかどうかというのを確認させてください。

それから3点目は、COP26では、2030年までに森林破壊を終わらせようと140を超える国がコミットメントを表明して、森林と土地利用に関するグラスゴー首脳宣言として採択されています。再生可能エネルギーの議論においては、GHG削減にのみ焦点が置かれ、特に国内での議論はそこに集約されていますが、このWGでは生態系や生物多様性の配慮というのかなり議論されていますので、今後の議論においてもその分野に知見のある環境NGOの皆さまのご意見等を参照する機会などを設けていただければと思います。

私からは以上でございます。

#### ○高村座長

ありがとうございます。

それでは、相川委員、その後、橋本委員にお願いしようと思います。それでは、相川委員、お願いいたします。

#### ○相川委員

相川です。河野さんから理念的なところもお話いただきましたけれども、私のほうからちょっと実際的なところについて2つ発言をさせていただきます。いずれもスライドでい

うと6ページ目、ライフサイクルGHGの確認手段についてというところになります。先にこのCのところのタイミングについて質問ないしは意見ということで述べます。まず、前段のところデータをしっかり経産省さんへ報告を求めるということは、たしか前回発言を私がしまして、入れていただいたようなところかと思いますので感謝します。

その上で、その次の最後の段ですけれども、燃料のライフサイクルGHGの基準を満たすことが確認できない燃料を使用した場合は、FIT法に基づく指導の対象になりますというんですけれども、まず、その指導の対象になる前に、要するにこれを満たさない場合はFITの買い取り対象とならないというステップがあるのではないかと思います。それをある種詐称してFITの賦課金を得ていた場合は、当然指導であり改善命令の対象になるというふうに理解をしています。実際にFITの運用においてはいいか悪いかは別として、例えば石炭などとの混焼というものも実態としてはあると思いますので、たとえバイオマスであっても所定のこういった基準を満たさない場合は、要するに再生可能エネルギーとして認めません、FITの買い取り対象外ですということにまずなるのかと思いました。そういう理解で正しいのか、そして、もし正しいのであればその辺りが少し明確になるように文言をちょっと工夫していただければどうかという意見です。

もう一つ目がその上の確認スキームのところです。ここも前回質問をさせていただいて、この真ん中のところに新たな第三者認証の活用、それから独自の個別計算、それからより簡便な確認方法とか3つ挙げていただいているんですが、先ほどの河野さんの発言と関係しますが、森林バイオマスの特性に踏まえれば、やはりここは認証が基本であるということをお前回、和田さんのほうから事務局のほうからもご説明をいただいたところだというふうに記憶をしております。

ただ、やはりここが算定委の報告事項として、この3つを視野にすべきと書いているということについては、ちょっとやはり違和感があります。もし、ここでこの3つを並べるということであれば、その背景には恐らく事務局のほうで何かこの3つを提案する理由があるのではないかと思います。例えば、規模が小さいようなところだとこういう対応があり得るんじゃないかと。もしかしたら、国産材のほうを視野に入れてこういったことを考えておられるのか、いずれにしても、議論がないままにこの3つがそのまま算定委のほうに行ってしまうということについては少し違和感がありまして、今日その前に議論ができればと思っております。

以上になります。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、橋本委員、その後に芋生委員にお願いしたいと思います。一連のご発言をいただいた後に一度事務局にご質問も出ていますのでお戻しをしようと思っております。

それでは、橋本委員、お願いいたします。

○橋本委員

ありがとうございます。1点目は確認手段とそれを基にした公開の方法に関する今後の議論ですけれども、先ほどの相川委員のご意見にもありましたけれども、第三者性の確保というのが非常に重要になってくるかと思えます。そこも含めて、さらに第三者性を確保する場合の認証機関側の準備ということもあり、この点について早めに議論が必要なんじゃないかと思っております。特に木質のバイオマスというのが認証制度と必ずしもリンクできていないところがあり、この議論というのが非常に重要になってくるのかと思えますので、早めに議論をスタートさせることが必要なかと思えます。意見です。

2点目はそれとも関連するんですが、今日の3枚目のスライドの炭素ストックの変化の扱いについて、ここでは関連する議論の動向に応じて検討するというふうに整理をいただいているんですけれども、今のところ非常に重要な点だと思えますので、動向に応じて検討するという表現になっているんですけれども、確認手段の中に必ずこの炭素ストックの変化に関する確認の扱いが含まれないと、現在、国際的にも議論になっているところに対応できていけないということになりますので、ここは必ず検討することが必要なんじゃないかと思えます。

以上2点です。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、芋生委員、お願いいたします。

○芋生委員

中間報告についてはこれまでの議論をまとめて整理していただいております。特に意見はないんですけれども、今後の取り組みについて、先ほど河野委員もおっしゃったとおり、既認定案件に求めることというのを慎重にかつできるだけ公正になるように議論を進めていただきたいと思います。というのは、2030年度に新規認定案件に求めるGHG排出削減度が70%という、これは非常に高い値に設定しております、これをクリアするにはかなりの努力というか、技術革新も含めた努力は必要になると思うのです。そういうことがありますので、既認定案件についても今のところは最大限の排出削減に努めることを求めたいのと、後は情報開示を求めるということになっているわけですけれども、ここら辺をもう少し後は具体的にかつ詳細に検討をしていただきたいと思います。

私からは以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、道田委員、お願いいたします。

#### ○道田委員

ありがとうございます。私のほうでも、今ご報告いただいた内容については、今までのま  
とめていただいたものですので特に意見はありません。

今後の取り組みについてですけれども、全体としてちょっとコメントをさせていただき  
たいと思いますが、このバイオマスの問題というのは世界的にも非常に注目をされている  
ところでありまして、またFIT制度という長期にわたって持続していく制度であります  
ので、このワーキングについても先ほど河野委員からCOP26のお話がありましたけれど  
も、世界的にどのような議論になっていくのかということが今後もどんどん新しい議論が  
出てくると思います。ですので、こういった議論も踏まえて情報を集めながら議論を進めて  
いく必要があるのではないかと考えております。

例えば前のワーキングのときにもお話しをしましたが、土地利用変化については  
どんどん衛星の情報を使って確認をしていくようになってくるですとか、技術変化も非常  
に早い分野だと思います。ですので、こういう流れも踏まえて確認手段もまたアップデート  
を時期を見てしていく必要があるのかと思います。

もう一つ、環境または持続可能性については十分今まで議論をされてきていると思いま  
すけれども、再生可能エネルギーを供給するという立場で、やっぱりコスト面というのも非  
常に大事だと思います。そんなに高くない再生可能エネルギーを社会に提供していくとい  
うことも大事だと思いますので、その辺りのいろいろ認証を取ったりとか、コストも上って  
くる可能性もありますが、なるべく同じ目標を達成するのであれば、いかにコストを安くで  
きるかというのとも考えていく必要があるのかと考えております。

以上です。

#### ○高村座長

ありがとうございます。

今、一巡、委員からご発言をいただいたかと思えますけれども、追加でご発言のご希望あ  
るいはオブザーバーのほうからご発言、ご質問をご希望の旨がございましたらお知らせい  
ただければと思います。

いかがでしょうか。それでは、幾つか事務局にご質問というかご確認のご発言もあったよ  
うに思いますので、一度それでは事務局から、もし何か委員のご意見についてお返しがあれ  
ばお願いしたいと思います。

#### ○和田新エネルギー課長補佐

まず、河野委員からいただいた木質バイオマスの認証のところでございますけれども、ご  
指摘のあった林野庁さんのガイドラインを使ったものというのは当然認められております

けれども、仕組みとしては関係団体の認定を得て事業者が行う証明というのも認められているというふうに認識しておりますので、そちらも利用可能ということだと考えております。

相川委員からいただいたご確認ですけれども、まず両方とも2つあったと思いますが、6ページのところだと思いますけれども、まず、そもそもこのGHG基準を満たさないものは買い取り対象とならないのではないかとこのところでございまして、そこはご認識のとおりだというふうに理解をしております。恐らく6ページの一番最後のところが基準を満たすことができない場合、使用をした場合はという、確かにそもそも対象にならないということ若干はしよった書き方になってしまっているのです、すみません、ちょっと表現のところは工夫を考えたいと思います。

その1つ前の確認スキームのところでございしますが、これは当然、第三者認証を使うということがまず第一だと思いますし、仮に独自の個別の計算の仕組みというのは認める場合であっても、それをどう担保するのかということはセットで出てくるということだと思いますけれども、ここにこの3つが並んでいるというのは3つに決め打つというよりは大体これで検討すべきものというのにはふるふるなのかと思っております、論理的には議論の結果、第三者認証の活用しか認めないということもあり得るんだと思いますし、3つ全部対応するものを作るということも当然あるんだと思いますし、この3つのうち2つだけを選ぶということもあるんだと思いますので、すみません、ここに書かせていただいた趣旨としては、どれをするということでもなくて選択肢を並べたというつもりでございまして、あまり何か決め打つということとここに記載させていただいたというわけではございません。したがって、何か書き方の工夫が必要であれば考えさせていただければと思いますし、そこは委員の皆さまのご意見を賜ればと思います。

すみません。確認事項、質問事項としていただいたのは今の3つと認識しているんですけれども、すみません、もし、漏れがあればご指摘いただければ幸いです。

○高村座長

ありがとうございます。恐らく1つ、橋本委員の炭素ストックの点が検討事項にという点はよろしいですか。

○和田新エネルギー課長補佐

すみません。炭素ストックのところについては、まさに、これは実際にこれの議論をさせていただいたときにも議論があったと思いますけれども、どうやって計算するかという若干言い方が雑なんですけれども、そこについてはなかなか難しい議論があるんだろうとは思っていますけれども、方向性としてうまく取り組んでいかないといけないということについてはそうだというふうには考えております。

○高村座長

ありがとうございます。今の事務局からお答えいただきましたけれども、委員から追加であるいはフォローアップのご質問あるいはご意見、そして、オブザーバーから、もし発言のご希望がありましたらお願いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

○河野委員

恐れ入ります、河野です。

○高村座長

河野委員、お願いいたします。

○河野委員

先ほどの質問にお答えいただいてありがとうございます。その上で今というわけではないんですけれども、今後の希望として、木質バイオマスに関して言うと一般認証も取っていればオーケーだということなんですが、一般認証もスキームとして公表されているのは10近く主流どころがあると思うんですけれども、ぜひ今後に向けてそういった公開されている森林の認証スキームと私たちがワーキングでこれは重要だといって定めた持続可能性に関する環境と社会、労働、ガバナンスに関する担保すべき事項、それから評価基準にそれぞれのスキームを当てはめてみて、どれぐらい満たしているのかどうかのようないったんそういう状況を見せていただければありがたいと思っています。

そういった意味で今後の森林バイオマスを上手に使っていくということの指標になればと考えました。

以上です。ありがとうございます。

○高村座長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○相川委員

すみません。そうしたら相川ですけれども、よろしいでしょうか。

○高村座長

相川委員、お願いいたします。

○相川委員

私の質問したことについて2点、和田さんのほうからご回答いただきましてありがとうございます。1点目については、よろしく願います。クリアに書いていただけるとあり

がたいと思います。

2点目についても前回も同じように、理論的にあり得るものを現時点で頭出ししているということで承知をいたしました。

それで、後はただ、今の河野委員のご発言とも関連すれば、恐らく木質のいわゆる森林認証というのは歴史があっといういろいろ発達をしてきているところだと思いますけれども、こういったGHGの計算が入っているものはほとんどないというか、基本的にはマテリアル利用のために使われてきたところですので、そういったものは計算モジュールというのは別途用意しないといけないだろうと思います。

後は橋本委員がご発言されたこの土地利用の炭素ストックの回復ないしは維持の部分です。これについても森林の通常の作業を念頭に書かれているところとやはり炭素に注目したときの定量的な評価を含めた記述というのはやはり変わってくる可能性がありますので、恐らくここをワーキングとして今後の検討事項とするというふうに定めた時点で、やはり森林バイオマスにどういった認証が使えるのか、もしくはどういう組み合わせをしないといけないのかということは、やはり我々の中で検討しないといけないだろうというふうに理解をしたところです。

その上で木質バイオマスの場合にはかなり国産材等も含めて多様なルートがありますので、そのインパクトであるとか費用対効果、実現性などを踏まえてこれらの選択肢の中からベストな方法を選択ないしは定めていくということだと思います。そういった理解でよろしければこの表現のまま算定委の報告とするということについて賛成したいと思います。ありがとうございました。

#### ○高村座長

ありがとうございます。他に委員からご発言のご希望はございませんでしょうか。あわせて、オブザーバーからも、もしございましたらお願いできればと思いますが。ご発言のご希望はよろしいでしょうか。

ありがとうございます。非常に活発なご意見をいただいたと思います。幾つかやはり委員の中から先ほど議論がありましたように、木質バイオマスの扱い、それから既認定案件、炭素ストック変化の取り扱い等々、少しやはり検討をさらにする必要があるのではないかと今後の課題について、検討の重点といたしましうか、課題についてご意見があったかと思います。基本的には調達価格等算定委員会の報告の大枠についてのご異論はなかったと思いますけれども、先ほど事務局からもありましたように、若干、表現ぶりを今日のご議論を受けて修正をすることを考える必要があるところはあるかと思います。

もし、よろしければ今日ご意見いただいた点を踏まえて、このワーキンググループの報告内容として大枠は合意をいただいていると思いますので、具体的な反映の仕方については恐縮ですが、私のほうに一任をいただいてもよろしいでしょうか。

○河野委員

河野です。結構です。お願いします。

○高村座長

ありがとうございます。

○相川委員

高村先生、1点だけ追加で質問させていただいてよろしいですか。

○高村座長

もちろんです。相川委員、お願いします。

○相川委員

先ほど1つ言い忘れました。資料1のほうの2枚目のスライドで、主な論点ということでお示ししていただいているペーパーがあるんですが、まさに今日この最後のライフサイクルGHGのところは私も質問させていただきましたが、この③のところに「検討の方向性を議論し」というところとあと「検討スケジュールを含めて今年度中の算定委への報告を目指す」というふうにございましたが、スケジュールについては、今日のご説明で明示的に示していただいたという理解でよろしかったのでしょうか。それかもう少し踏み込んだ記述が必要なのではないかというのを思ったりしたんですが、いかがでしょうか。

○和田新エネルギー課長補佐

すみません。これは前回ご議論をいただいたときに、要は今決めるところと今まさに確認スキームの話を含めて来年以降に議論させていただくということを含めてスケジュールという意味でここは書かせていただいていたんですが、前回のご議論でも確認スケジュール等については来年度といいますか、年度でいうと来年度になっちゃうんですが、当然2月、3月に議論するということも含めて来年以降に議論させていただくということにしておりましたので、そういう意味では報告資料の資料2のほうの継続検討する内容というところに「来年以降に検討」ということを書かせていただくのがあれなのかと思うんですが、それをいつまでにとかというところについてはまだワーキングでも議論ができていなかったということだと思いますので、すみません、資料1に書いてあった趣旨としては、来年以降にやるものと今年やるものというものを整理するという意味で元々前回のワーキングのときから書かせていただいたわけでございますけれども、来年以降議論するということは確かに、前回は議論をいただいていたので、そこについてはすみません、どこかにちょっと追記させていただければと思います。

○相川委員

分かりました。どうもありがとうございます。私も上げ足を取りたくてそういう発言をしたわけではなくて、そういう意味では議論の流れといいますか全体的な進め方については賛成してそれに付いていっているところがございますし、ただ、他方、これも複数の方からのご発言があったように、非常に注目をされているというようなところ、それから事業者さんの意思決定の前提になっているというようなところもありますので、なるべく前倒しの議論をお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○高村座長

ありがとうございます。他に委員からあるいはオブザーバーのほうからご発言は追加でございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。今の相川委員のご指摘の点は具体的な検討終了の期限を定めるかどうかというのはおいても、しっかりした速度感を持って検討を急いでくださいというご趣旨であったかと思います。そのご意見も含めてですけれども、改めまして、本日も議論をいただいた内容について、このワーキングから調達価格等算定委員会への報告として、大枠ご異論がなかったということを中心に、本日もいただいた具体的なご意見の反映の仕方について改めて一任をいただければと思います。よろしいでしょうか。

○相川委員

はい、結構です。ありがとうございます。お願いします。

○河野委員

はい、了解いたしました。

○道田委員

お願いいたします。

○芋生委員

了解しました。お願いします。

○高村座長

ありがとうございます。すみません、無理強いをさせたような感じもいたしますが、ご支持いただいてありがとうございます。それでは、一任をいただいたということで、本日のこの議論を反映した形で調達価格等算定委員会に報告をしたいと思います。

ありがとうございます。本日も大変熱心なご議論をいただきました。大変専門性の高い議

論をしていただいていると思います。本日いただきました議論も踏まえて、先ほど申し上げましたように、今後、調達価格等算定委員会に報告はもちろんですが、次回以降のワーキングの検討につなげるように進めていければと思います。

事務局のほうから、もし何かありましたらでありますけれども、もしなければ本日のワーキングの議論はここまでとさせていただきたいと思います。事務局から何かございますでしょうか。

○和田新エネルギー課長補佐

事務局も特にございません。

○高村座長

ありがとうございます。それでは、次回の開催について、事務局からお願いできますでしょうか。

○和田新エネルギー課長補佐

次回の開催につきましては、日程が決まり次第経済産業省のホームページでお知らせをさせていただきます。

○高村座長

ありがとうございます。それでは、朝早くから本当にありがとうございます。これをもちまして本日のワーキンググループ第14回でございますけれども、閉会としたいと思います。本日は大変ご多忙のところ、熱心に活発にご議論をいただきましたことを改めてお礼申し上げます。

それでは、これで閉会としたいと思います。ありがとうございます。